

令和3年度第2回 茨城支部評議会 議事概要

開催日	令和3年7月16日 金曜日 14:00～16:00
開催場所	オンライン開催
出席評議員	潮田評議員、日下部評議員、柴田評議員、野澤評議員、舟木評議員、谷萩評議員、葉評議員 (五十音順)
事務局	支部長、企画総務部長、業務部長、企画総務グループ長、保健グループ長、業務グループ長、レセプトグループ長、企画総務グループ長補佐、企画総務主任
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 2020(令和2)年度決算(見込み)について 2. 令和2年度茨城支部事業報告について 3. インセンティブ制度の見直しについて～基本的な考え方～
議事概要 (主な意見等)	<p>1. 2020(令和2)年度決算(見込み)について</p> <p>2. 令和2年度茨城支部事業報告について</p> <p>資料に基づき説明し、評議員よりご意見いただいた。</p> <p>【学識経験者A】</p> <p>お客様満足度調査の窓口調査と架電調査の実施方法、対象者の数、調査項目の内容等について教えていただきたい。また、茨城支部の数値が全国平均を下回っているが、この結果についての分析と今後の対応についてお伺いしたい。</p> <p>《事務局》</p> <p>お客様満足度調査は年1回実施している調査で、窓口調査は支部窓口に来訪されたお客様にアンケートを取っており、架電調査は外部委託業者の調査員によるミステリーコールによる調査となっている。調査件数は支部の規模ごとに異なるが、茨城支部は窓口調査55件、架電調査30件。窓口調査項目は親身さ、対応の速さ、説明のわかりやすさ、訪問の目的達成度など。架電調査項目は挨拶、接客マナー、オペレーション能力、説明能力が適切か、という観点から評価されている。茨城支部は全国で44位となっており、近年低下傾向。支部に配布されているカルテの評価によると「対応の親身さ」、「話の受け止め」、「共感」の部分が低い傾向にあり、現在支部内で要因分析や改善策の策定を進めている。</p> <p>【事業主代表A】</p> <p>茨城支部収支差は2億1千万の剰余で保険料率換算0.01%とのことだが、昨年度は保険料率換算0.04%だった。今年度の茨城支部保険料率は9.74%だったが、令和4年度の見込みとしては決算の精算で0.01%下がり、インセンティブで0.01%上がればそのままの保険料率となるということか。</p>

《事務局》

決算の精算分は令和2年度実績の総報酬額で0.01%であり、令和4年度保険料率に換算する際には令和4年度の総報酬額で計算することとなる。決算では料率算定時の見込みと実績の乖離を支部における収支差（地域差分）として精算しており、昨年度よりも精算分が減少しているのは見込みと実績の乖離が小さくなっているため。要因としては主に医療給付費等の茨城支部の支出が総報酬按分した全国平均に近づいていることによるもの。令和4年度保険料率は今後の保険料収入や医療費等の支出の見込みにより算定することとなる。

【事業主代表 A】

後期高齢者支援金の負担の増加により茨城支部の保険料率は今後上昇する傾向となるのか。

《事務局》

後期高齢者支援金については協会けんぽ全体で負担しているものであり、各支部の保険料率は支部ごとの医療費により異なる。後期高齢者支援金の増加は茨城支部だけの保険料率に影響を与えるものではなく、現在10%となっている協会けんぽの全国平均保険料率を上昇させる可能性がある。

3. インセンティブ制度の見直しについて～基本的な考え方～

資料に基づき説明し、評議員よりご意見いただいた。

【被保険者代表 A】

加算減算の効かせ方の見直しについて、これ以上インセンティブを効かせて加算減算を拡大しないほうがよい。社会保障制度の中で競争を煽るようにインセンティブを拡大するのはどうか。現在のインセンティブ制度は協会けんぽの中で各支部が原資を奪い合う制度となっており、さらに拡大するのはいかがなものか。

また、支部の取り組みがインセンティブ評価指標にばかり目を奪われてしまうのではないかと危惧がある。インセンティブ評価指標は特定健診や保健指導の実施率など数値化できる取り組みが取り上げられており、数値化できない地域の予防医療の取り組みが疎かになってしまうのではないかと懸念する。地域の行政等と連携した予防医療の取り組みに力を入れていくことが必要だと思う。

【学識経験者 B】

インセンティブ制度は事業主及び加入者の行動変容を促すことにより実施するとのことだが、どこまで周知されているのか。

《事務局》

協会けんぽでは様々な機会を捉え、インセンティブ制度について重点的に広報を実施しているが、まだまだ認知不足な状況であり、周知の徹底が必要と考えている。

【学識経験者 B】

そもそもインセンティブ制度を知る人が少なければ何をしたらいいのかもわからないということに

なる。今後制度周知が図られることを前提とすると、事業主・加入者がインセンティブ制度を知っていれば、取り組みに対するやる気が出て、特に上昇率に影響すると考えられる。どれだけ頑張ったか、をある程度反映させ、自分の保険料率にも影響することを実感してもらうことも必要であり、現行の「実績 6 伸び率 4」のところ「実績 5 伸び率 5」、場合によっては「実績 4 伸び率 6」も考えていいのではないか。そうすることで事業主・加入者のやる気につながるのではないか。

【事業主代表 B】

特定健診の実施、特定保健指導の実施、後発医薬品の使用割合の指標については今後も評価指標として継続してよいのではないか。予防の取り組みは大切ということを企業も含めて今後も PR を強化していけば、それが最終的な医療費の適正化につながるのではないか。

【被保険者代表 B】

評価指標の具体的な見直しの G について、議論の前提の視点③で「予防・健康づくりの取組がより一層強化されるよう、徹底した PDCA サイクルを通じ」とあるが、この PDCA サイクルは事業者側にはどのように具体的に伝えられるのか確認したい。健診受診後から受診勧奨通知を送付するまでの 3 か月間を含めて医療機関受診率を評価することは是非徹底してやっていただきたい項目と考える。

《事務局》

指標 4 の「医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率」について、受診勧奨通知送付後 3 か月以内の医療機関受診率は令和 2 年度茨城支部で 11.8%、全国平均で 10.8%と 1 割程度となっている。PDCA サイクルとしては協会けんぽなど保険者がこうした事業を行い、事業の実施結果として支部ごとに医療機関受診率の数値を確認・把握し、広報等で事業主・加入者の皆様にお知らせしていくこと、改善に向けて勧奨内容、通知等を見直すことなどを指している。

【事業主代表 A】

・評価指標の具体的な見直しの F の新たな成果指標について、『健康経営（コラボヘルス）の推進』に関する評価指標について、健康経営は県や国も推進しており、事業主の行動変容を促すという意味で効果があると思われるため、新たな成果指標として導入するのはよいのではないか。

- ・大規模支部とは何をもって大規模支部なのか、茨城支部は大規模支部に入るのか。
- ・評価指標の具体的な見直しの G は健診受診後から受診勧奨通知を送付するまでの期間の医療機関受診について、加入者の行動を実績に反映し評価することだが、この期間の対象者数や受診者数は把握できているのか。含める価値があるということであれば判断の材料にしてよいのではないか。

《事務局》

・大規模支部とは加入者数や事業所数が多い支部のことで都市部を抱える東京や大阪、愛知等が大規模支部となる。茨城支部は中規模支部に含まれる。

・受診勧奨通知発送前の対象者数、受診者数については現時点で把握していない。今後、本部の運営委員会でシミュレーションが示されることとなる。10 月の評議会では具体的な見直しについて議論いただく予定だが、その際にはシミュレーションの数値を含めてお示しできると考えている。

【事業主代表 A】

重みづけについて、5 指標を全体としてみた場合に指標 1 の特定健診等の実施率と指標 2 の特定保健指導の実施率にメリハリをつけて重みづけをすべきではないか。

【学識経験者 A】

後発医薬品の使用割合で医師が変更不可としている場合は実績の算出で勘案されているのか。

また、後発医薬品があるにも関わらず医師が後発医薬品への変更不可としている件数等は把握しているのか。

《事務局》

医師が後発医薬品への変更を不可としている場合でも後発医薬品の使用割合の算出には考慮されない。後発医薬品の使用割合は診療報酬明細から把握しているが、医師が処方箋に変更不可チェックをつけた場合の診療報酬明細上の記載項目がないため、協会けんぽでは件数を把握できていない。

【学識経験者 C】

今後の流れとしてどうなるのか。今回色々と意見が出たが、今後どのような仕組みで決定されるのか教えてほしい。

《事務局》

本日いただいたご意見については事務局でとりまとめ本部に報告することとなる。今後は 9 月に本部の運営委員会で基本的な考え方を決め、その考え方に基づいて具体的な見直し内容を決定する。いくつかのシミュレーションがその時点で提示されることとされており、次回 10 月の評議会であらためてご議論いただき、11 月の運営委員会で決定することとなる。

【学識経験者 C】

具体的なシミュレーションの数値等がないとなかなか検討しにくいと思われる。

特 記 事 項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・傍聴者：1 名・次回（令和 3 年度第 3 回）は令和 3 年 10 月に開催予定 |
|---|